

民事保全事件の郵便切手・目録等一覧表

名古屋地方裁判所民事第2部保全係

- ★ 債務者及び第三債務者の宛名シールの提出にご協力ください。
- ★ 債権者代理人への決定正本の送達を郵送で希望される場合は、レターパック又は郵便切手を貼付した返信用封筒を添付してください。
- ★ 名古屋地方裁判所は債権者面接を行っていませんので、申立書提出時に疎明資料の原本も提出してください。
(裁判官確認後返還します。還付申請書は不要です。)
(郵送で返還を希望される場合は、返送用のレターパック等を添付してください。上記決定正本と同封希望の場合は必要ありません。)
- ★ 郵便料の現金(電子)納付には対応していませんので、郵便切手を予納してください。
- ★ 書類の枚数や送達状況によって郵便切手の額が増加しますので、追加納付を依頼することがあります。

事件の種類		申立手数料	手数料の追加	目録類及び提出書類等	予納郵便切手	追加分の郵便切手等
仮 差 押	不動産	申立てごとに 2000円 債権者・債務者 各1人ずつの場合	<原則> 債権者又は債務 者が複数の場合 は、多い方の一 方当事者が1名 増えるごとに 2000円追加 <例外> 債務者が複数 であっても、主 債務者と連帯 保証人である 場合等は追加 不要	当事者目録 1枚 請求債権目録 1枚 物件目録 2枚 (登記嘱託先法務局が複数のときは、嘱託先ごとの物件目録 各1枚) 登記権利者義務者目録 1枚 ※ 各種目録にページ数は表示しないでください。 (以下同じ)	1220 円 × 1 組 590 円 × 1 組 530 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組 【法務局が1カ所増すごとに】 590円×1組 530円×1組 【滞納処分庁の差押がある場合】 110円×1組 【登録免許税(収入印紙)が10万円を超える場合】 (5万円ごとに) 23円
	債権 (ゴルフ会員権) 〔振替社債等〕 (未発行株式)			当事者目録 1枚 請求債権目録 1枚 仮差押債権目録 1枚 (ゴルフ会員権目録、振替社債目録、株式目録 等)	1290 円 × 1 組 1220 円 × 1 組 460 円 × 1 組 110 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組 【第三債務者が1名増すごとに】 1290円×1組 460円×1組 110円×1組
	動産			当事者目録 1枚 請求債権目録 1枚 物件目録 1枚 (特定の物件に対する場合に限る)	1220 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組
	自動車			当事者目録 1枚 請求債権目録 1枚 自動車目録 2枚 (登録嘱託先陸運局が複数のときは、嘱託先ごとの物件目録 各1枚) 登録権利者義務者目録 1枚	1220 円 × 1 組 590 円 × 1 組 530 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組 【陸運局が1カ所増すごとに】 590円×1組 530円×1組

事件の種類		申立手数料	手数料の追加	目録類及び提出書類等	予納郵便切手	追加分の郵便切手等	
仮 処 分	債権処分禁止	申立てごとに 2000円 債権者・債務者 各1人ずつの場合	※原則※ 債権者又は債務者が複数の場合は、多い方の一方当事者が1名増えるごとに2000円追加	当事者目録 1枚 債権目録 1枚	1220 円 × 1 組 460 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組 【第三債務者が1名増すごとに】 460円×1組	
	不 動 産 処 分 禁 止			当事者目録 1枚 物件目録 2枚 (登記嘱託先法務局が複数のときは、嘱託先ごとの物件目録 各1枚) 登記権利者義務者目録 1枚 還付請求権者目録 1枚 (詐害行為取消目的の仮処分で、解放金を定める場合のみ)	1220 円 × 1 組 590 円 × 1 組 530 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組 【法務局が1カ所増すごとに】 590円×1組 530円×1組	
	占有移転禁止 (債務者使用) 債務者使用以外の事件は要審尋事件			当事者目録 1枚 物件目録 1枚 占有部分を特定する図面等 1枚 (部屋番号等で占有部分を特定できない場合)	1220 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組	
	自動車 (無審上申のあるもの)			※ 不動産占有移転禁止仮処分申立てにおける債務者不特定の場合、不特定占有者が複数いても1人と数えます。	当事者目録 1枚 自動車目録 1枚	1220 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組
	不動産 (無審上申のあるもの)				当事者目録 1枚 物件目録 1枚	1220 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組
	その他・要審尋事件			【主な要審尋事件】 面談強要等禁止 競売手続停止 工事妨害禁止 建物・動産引渡断行 職務執行停止・職務代行者選任	※目録は、裁判所から指示があった場合に提出してください。 ※債務者に対する申立書副本等は、期日指定後に債権者から債務者に直送していただくため、裁判所への提出は不要です。	(券種) (枚数) 500 円 × 5 枚 110 円 × 10 枚 100 円 × 5 枚 50 円 × 5 枚 20 円 × 10 枚 10 円 × 5 枚 (合計) 4600円分	【債務者が1名増すごとに】 500円×4枚 110円×4枚 100円×3枚 50円×3枚 20円×3枚 10円×3枚 (合計) 2980円分追加

事件の種類	申立手数料	手数料の追加	目録類及び提出書類等	予納郵便切手	追加分の郵便切手等	
保全異議 ・ 保全取消	500円		申立書正本 1部 申立書副本(写し) 債権者(被申立人)人数分 疎明資料の写し 裁判所及び債権者(被申立人)人数分 ※ 疎明資料の原本は、審尋期日に持参していただくため、申立時の提出は不要です。	(券種) (枚数) 500円 × 5枚 110円 × 10枚 100円 × 5枚 50円 × 5枚 20円 × 10枚 10円 × 5枚 (合計) 4600円分	【債権者が1名増すごとに】 500円×4枚 110円×4枚 100円×3枚 50円×3枚 20円×3枚 10円×3枚 (合計) 2980円分追加	※ 支部への申立て並びに本庁への申立てのうち民事2部が担当しない労働・交通・医療・知財事件及び平成3年1月1日民事保全法施行前の保全命令に係るものは、郵便料の現金(電子)納付が可能です(郵便料4500円、左記の当事者増による追加分2700円)。
起訴命令			当事者目録 1枚 (当事者目録には、債権者代理人を記載しないでください。)	1220円 × 1組	【債権者が1名増すごとに】 1220円 × 1組	
解放金供託による執行取消			供託書正本の原本及び写し1枚 当事者目録 1枚 物件目録(自動車目録・仮差押債権目録) 1枚 【不動産登記の抹消登記嘱託が必要な場合】 管轄法務局ごとの登記権利者義務者目録 1枚 管轄法務局ごとの物件目録 1枚 登録免許税(収入印紙)不動産1筆につき1000円 (区分所有建物の敷地権も1筆と数える) (不動産の数が20個を超える場合は、一律20000円) 最新の不動産登記事項証明書又は登記情報	1220円 × 2組 【債権仮差押(処分)の場合】 1220円 × 1組 【法務局が1か所の場合】 590円 × 1組 460円 × 1組	【債権者が1名増すごとに】 1220円 × 1組 【第三債務者が1名増すごとに】 1220円 × 1組 【法務局が1か所増すごとに】 590円 × 1組 460円 × 1組 【滞納処分庁の差押がある場合】 110円 × 1組	
即時抗告 保全抗告	保全命令申立手数料の額の1.5倍 (保全命令申立手数料の金額が2000円の場合は、3000円になります。)		※ 抗告裁判所(名古屋高等裁判所)の指示に従ってください。	(券種) (枚数) 500円 × 6枚 110円 × 10枚 50円 × 2枚 20円 × 5枚 10円 × 13枚 (合計) 4430円分	【当事者が3人以上の場合】 (共通の代理人がある場合を除く。) 500円×4枚 110円×4枚 20円×5枚 10円×6枚 (合計) 2600円分追加	※ 郵便料の現金(電子)納付を希望される場合は、名古屋高等裁判所に記録が到着した後、同裁判所の指示に従ってください。この場合の郵便料は4000円(左記の当事者増による追加分2000円)です。

★ 各種目録にページ数は表示しないでください。

★ 保全異議・保全取消・起訴命令・執行取消の場合は、債権者及び第三債務者の宛名シールの提出にご協力ください。